

秋田藩領白神山地と秋田国有林

脇野 博

はじめに

- 一 近世の白神山地
 - 二 絵図から見た秋田藩白神山地
 - 三 秋田国有林と白神山地
- おわりに

はじめに

白神山地は、青森県南西部と秋田県北西部の県境にまたがる、すなわち近世においては弘前藩領と秋田藩領にまたがる、標高約一〇〇メートルから二二〇メートル余りに及ぶ山岳地帯の総称である。東から冷水岳、小岳、雁森岳、二ツ森、真瀬岳など一〇〇〇メートル内外の山岳が林立し、最高峰、向白神岳(二五〇メートル)は、白神岳(二三五メートル)とともにこの山地の西端に位置している。現在、人里に近い場所や林道沿いにはスギを主とした造林地やミズナラなどの落葉広葉樹二次林も見られるが、ブ

ナ林が広大な地域を占めているのが白神山地の植生の最大の特徴であり、原生的な状態を維持した良好なブナの天然林が広がっている。また、豊富な自然植生のもと、多様な動物も生息しており、かつては広く東北地方を被っていたであろう冷温帯域の極相状態の生態系の姿を残した山地としてたいへん貴重な地域である(図1)。このような自然豊かな白神山地は国定公園地域等として保護されてきたが、一九九三年には、多様な生物相を含んだ白神山地のブナ林は、「純度の高さやすぐれた原生状態の保存、動植物相の多様性で世界的に特異な森林であり、氷河期以降の新しいブナ林の東アジアにおける代表的なものである。また、様々な群落型、更新のステージを示しつつ存在している生態学的に進行中のプロセスの顕著な見本となっている」として、世界自然遺産(以下、世界遺産と称す)に登録された。世界遺産登録後の白神山地は一躍世間の注目を浴び、青森県と秋田県を代表する観光資源として両県経済に大きな貢献をしている。

こうして、世界遺産白神山地のブナ林が世界的に有名になり、白神山地とは鬱蒼としたブナの原生林で覆われた山地である、極端な場合は、白神



図1 白神山地位置図

山地は人の手つかずの太古からのブナ原生林が残された、まさに生態系本来の姿が残された聖地であるというイメージを抱く人々も少なくない。こうした白神山地ブームとも言えるべき世情のもと、長谷川成一氏は『北の世界遺産 白神山地の歴史学的研究 森林・鉱山・人間』³⁾を上梓し、こうしたいわば伝説化した白神山地のイメージに大きな一石を投じた。

長谷川氏は、主として青森県側の白神山地について、絵図や文献にどのような描かれてきたかを緻密に分析し、森林の植生や利用の実態を説明することを通じて、弘前藩領の白神山地にはもともと豊かなヒバ林やスギ林があったが、近世後期に至るまでに乱伐された結果、ブナなどの広葉樹を

主にする森林に変わったと推測されるという指摘を行い、白神山地のブナ林形成に関する新たな事実を発掘するとともに、ブナ林形成史を実証的に説明する第一歩をしるされた。

長谷川氏による研究以前は、白神山地の歴史、特に前近代については、自然科学の諸分野では研究が行われてきたものの、人文・社会科学分野においては、木地師やまたぎ、あるいは菅江真澄についての若干の民俗学的な研究を除けば、歴史解明の研究は皆無であったと言つてよいであろう。したがって、前近代の白神山地がどのような森林であり、森林と人々がどのように関わってきたのかなどということは、ほとんど不明であった。長谷川氏の研究によって、白神山地の歴史解明の端緒が開かれたとはいえ、白神山地の森林史解明には多くの課題が残されている。そこで、本稿では秋田県側の白神山地について、近世から近代にかけてのブナ林形成過程を検討し、ブナ林形成史さらには森林史解明の一助としたい。

一 近世の白神山地

白神岳は弘前藩領内にあったため、秋田藩領内の山岳を描いた絵図には、当然のことながら白神岳の記載はないが、秋田藩領内から見た白神岳については、天明三年(一七八三)から文政十二年(一八二九)にかけて書かれた菅江真澄による『菅江真澄遊覧記』に記述されている。菅江真澄は「宇良乃笛多幾(ウラノフエタキ)」のなかで「白神か嶽、馬背打山にひきつらなる菅生の岬、近きハ熊野の社、杉澤のやかたなと廣野より見渡したる」と、岩館(現秋田県山本郡八峰町)から見た白神岳について記すとともにスケッチも残しており、また「雄賀良能多奇(オガラノタキ)」の「強阪の

村山先崎の岡よりのなかめ」と強坂(同町)から見たスケッチにも白神岳が描かれており、秋田藩領内においても白神岳は「白神か嶽」として広く知られていたことがわかる(図2・図3)。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

さて、長谷川氏は江戸幕府が調製した正保国絵図のうち、弘前藩が調製を担当した津軽領の国絵図である正保二年(一六四五)「陸奥国津軽郡之絵図」(青森県立郷土館蔵)⁽⁶⁾に、白神岳が描かれ「しらかみの嶽」と記されていることを指摘し、少なくとも一七世紀前半という近世の早い時期に白神岳が存在したことを明らかにされた。⁽⁷⁾なお、同絵図には白神岳の他に、現在の青森県側白神山地に相当する山々についても山岳名が記されているものもある。また、長谷川氏は同絵図に描かれている樹木の絵から当時の植生を復元・分析され、一七世紀前半における弘前藩領の白神山地の樹種の特徴について考察された。⁽⁸⁾

一方、正保国絵図のうち正保四年(一六四七)「出羽一國御絵図」(秋田県公文書館蔵)⁽⁹⁾にも秋田藩領に属する白神山地に相当する山々が描かれていることから、長谷川氏の見解を踏まえて、秋田県側の白神山地における近世期の森林状況について考察する(図4)。なお、考察に際しては、白神山地のうち世界遺産に登録された地域(以下、白神山地世界遺産地域と称す)を対象にする。

二 絵図から見た秋田藩白神山地

「出羽一國御絵図」(以下、正保国絵図と称す)で描かれている白神山地に相当する山々には山岳名が記されていないため、まず山岳名を特定して白神山地世界遺産地域の範囲を明確にする必要があり、そのために天保九年

(一八三八)「天保国絵図 出羽国(秋田領)」(国立公文書館蔵。以下、天保国絵図と称す)⁽¹⁰⁾を利用する。天保国絵図では、陸奥国津軽領(弘前藩領)との境界に位置する山々のなかには山岳名が記載された山があり、白神山地に含まれる山々の山岳名は西から順に次のように記されている。⁽¹¹⁾なお、津軽領との境界は現在の秋田県と青森県との境界でもあるので、方位は津軽領側が北になる。

長坂長根、池の臺山、国見峠、森山、ませ山、かうたくれ山、雁森、無名山、小嶽、白嶽、無名山、物見山

さて、この藩境の南側に秋田県側の白神山地世界遺産地域があるが、この山岳名からだけでは白神山地世界遺産地域の範囲を特定することが難しいため、当該地域の詳細な山岳名と沢名が記された享保一〇年(一七二五)「山本郡絵図」(秋田県公文書館蔵)を用いたい。山本郡は津軽領と接しており、同絵図の津軽領との境界にある山と沢の名称が詳細に記されている。そこで、同絵図と白神山地世界遺産地域を示した「白神山地世界遺産地域管理区分図」⁽¹³⁾(以下、管理区分図と称す)を照合する。また、世界遺産地域は「核心地域」と「緩衝地域」に分けられているが、本稿では「緩衝地域」⁽¹⁴⁾も含めて白神山地世界遺産地域とする。管理区分図の秋田県側世界遺産地域においては、西のほうから世界遺産地域の境界線付近に次の山岳名が記されている。

真瀬岳、ニッ森、次郎左衛門岳、焼山、長場内岳、小岳

これらの山岳名について、山本郡絵図に記された同名の山岳名は、「ませ山」、「小嶽」、「ヲサハ内山」である。また、ニッ森については同名の山はないが、管理区分図は国土地理院発行の五万分の一地形図を使用しており、同じ地形図で確認すると、ニッ森(一〇八六・五メートル)の南側斜面に

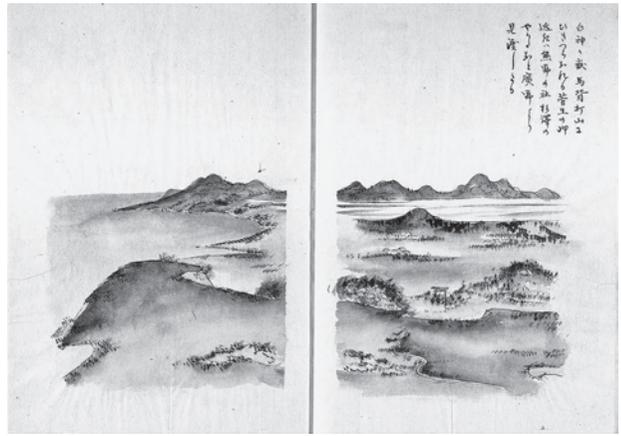


図2 岩館から見た白神岳



図3 強坂から見た白神岳

は三蓋沢がある。この三蓋沢については、山本郡絵図にも「中ノ森」山の南斜面に「三階瀧沢」があることから、三蓋沢と三階瀧沢は同じ沢であると考えてよいであろう。そこで、管理区分図の二ツ森と山本郡絵図の「中ノ森」山は同じ山を指していると考ええる。したがって、管理区分図の二ツ森は、山本郡絵図の「中ノ森」に相当する。以上のことを整理すると、管理区分図に記された山岳名に該当する山本郡絵図の山岳名は次のようである(括弧内は管理区分図の山岳名)。

ませ山(真瀬岳)、中ノ森(二ツ森)、小嶽(小岳)、ヲサハ内山(長場内岳)

そこで、これらの山岳名を手がかりに、山本郡絵図に管理区分図を重ねた図が図5で、緑の枠線内(枠線内で緑色に塗られた部分が「核心地域」で、その外側が「緩衝地域」である)が秋田県側世界遺産区域である(口絵1参照)。両図はそれぞれ縮尺もふくめ正確さも大きく異なっているため、本来単純に照合できるものではないが、ここでは秋田県側の白神山世界遺産地域が近世の山絵図ではおおよそどれぐらいの範囲に相当するのかを便宜的に知るための手がかりとして図5を用いる。

図5によれば、山本郡絵図における白神山世界遺産地域の範囲は、津軽領との藩境では西側から「こうたくれ山」、「中ノ森」、「ヲツト森」、「三笠山」、「雁森」、「イリ山」、「小嶽」で、秋田藩領内は南側の「ヲサハ内山」と「小倉山」付近までである。

このように、山本郡絵図において白神山世界遺産地域の範囲を知ることができたことから、次に天保国絵図における白神山世界遺産地域の範囲を明らかにしたい。山本郡絵図の藩境にある「こうたくれ山」、「中ノ森」、「ヲツト森」、「三笠山」、「雁森」、「イリ山」、「小嶽」は、天保国絵図の藩境にある「かうたくれ山」、「雁森」、「無名山」、「小嶽」に該当する。しか

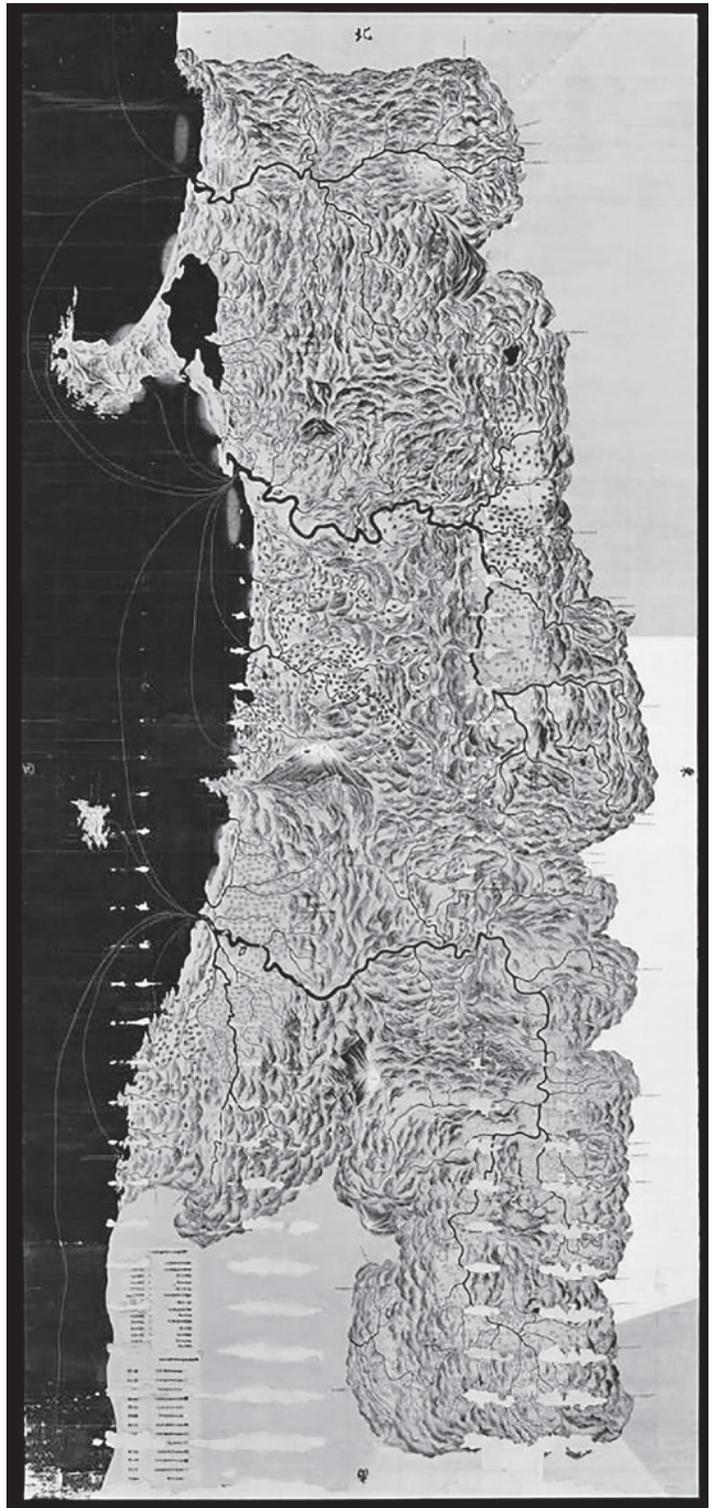


図4 正保4年「出羽一國御絵図」

(注)絵図上方の「北」と記してあるところは津軽領(弘前藩領)である。

し、天保国絵図では藩境以外の山岳名が記されていないため、山本郡絵図の「ヲサハ内山」と「小倉山」付近に該当する場所を特定することができない。そこで、天保国絵図において「ヲサハ内山」と「小倉山」に該当する場所を次の方法で特定しておく。

山本郡絵図では「こうたくれ山」は藤琴川の上流にあり、藤琴川の下流にある藤琴村と粕毛村の少し上流に「ヲサハ内山」が描かれている。そこで、天保国絵図に描かれた河川と村名から「ヲサハ内山」とその対面にある「小倉山」の位置を特定した。こうして、天保国絵図における白神山地

世界遺産地域の範囲を明らかにすることができたので、同絵図を用いて正保国絵図における白神山地世界遺産地域の範囲を特定したい。

まず、正保国絵図と天保国絵図を比較すると、両者では河川の位置や形が基本的には同じであることから、河川に照らし合わせて、天保国絵図の白神山地世界遺産地域範囲を示す「かうたくれ山」、「小嶽」、「ヲサハ内山」の位置を正保国絵図において特定した。その上で、正保国絵図に管理区分図を重ねた図が図6である。

次に、図6の正保国絵図における白神山地世界遺産地域の植生を見てお

きたい。図7には、正保国絵図の「かうたくれ山」(「小嶽」)付近の樹木を示した。これによれば、広葉樹と思われる樹木の他に、明らかにスギなどの針葉樹と思われる樹木が多く描かれている。また、図8に示した天保国絵図でも広葉樹と針葉樹と思われる樹木が描かれている。

以上のことから、近世期の秋田県側白神山地世界遺産地域には、広葉樹ばかりではなく、多くの針葉樹も生えており、世界遺産地域の森林は針葉樹と広葉樹の混生林であったことが明らかになった。

三 秋田国有林と白神山地

秋田藩領内の白神山地世界遺産地域の森林は、明治維新以降は官林(国有林)に編入された。「秋田県山本郡官林図」(秋田県公文書館蔵)のなかの「山本郡粕毛村字粕毛沢官林調査之図」(図9)は作成年代は不詳であるが、明治九年(一八七六)に官林調査仮条例が制定され、官林の所在、面積、林相などが調査されたことから、明治の中頃までに作成された官林図と考えられる。これによれば、粕毛村に設けられた官林には白神山地世界遺産地域が含まれており、近代以降の白神山地世界遺産地域の森林は官林経営との関わりで形成されてきたといえる。

例えば、輪伐計画の対象になった白神山地世界遺産地域に隣接する粕毛村の官林について、明治六年(一八七三)「能代川上官林輪伐区域一覽概表」(旧秋田営林局蔵)には次のように記されている。

百九号

同国同郡(羽後国山本郡)粕毛村官林

字夏瀬内沢上一通りヨリ大開沢迄



図5 山本郡絵図と白神山地世界遺産地域



図7 正保国絵図「かうたくれ山」～「小嶽」付近の樹木



図6 正保国絵図と白神山地世界遺産地域



図8 天保国絵図「かうたくれ山」～「小嶽」付近の樹木

秋田藩領白神山地と秋田国有林

境界 東 東又沢 南 アケノ沢

西 大川目通 北 一ノ又

反別 四百三拾貳町歩

杉 三尺以上一万五千本

四尺以上一万本 六尺以上二千本

地勢 嶮岨

これによれば、三尺(直径約九〇センチメートル)以上のスギが合計二万七〇〇〇本生育していたことがわかり、明治の早い時期において、白神山地世界遺産地域に隣接する森林には大きなスギが多数存在したことを確認できる。

さて、明治三〇年(一八九七)の第一次森林法制定、同三二年の国有林野法制定により国有林経営体制が成立し、同年から一六カ年間にわたる国有林野特別経営事業が開始された。国有林における木材増産事業の国家的プロジェクトである特別経営事業は、国有林野施業案編成規程に基づいて編成された施業案に即して実施された。こうした国有林経営推進のもとで、粕毛村の国有林にも大開事業区が設けられた。

明治四〇年(一九〇七)「秋田大林区荷上場小林区大開事業区簡易施業按説明書」(旧秋田営林局蔵)は、大開事業区について次のように説明している。

総論

本事業区ハ羽後国山本郡粕毛村ニアリテ、秋田大林区荷上場小林区ニ属ス。総面積二千八十五町七反九畝歩ニシテ、藤琴川ノ支流粕毛川ノ水源ヲナセル鹿瀬内沢国有林ノ下部ヲ占ム。其ノ上部ハ青森県界ニ連リ、人跡稀ナル大面積ノ雑木林ニシテ、現今未利用区域ニ属ス。東ハ藤琴事業区ニ接シ、北ハ藤琴・鹿瀬内、両国有林ニ隣シ、南ハ民山ニ

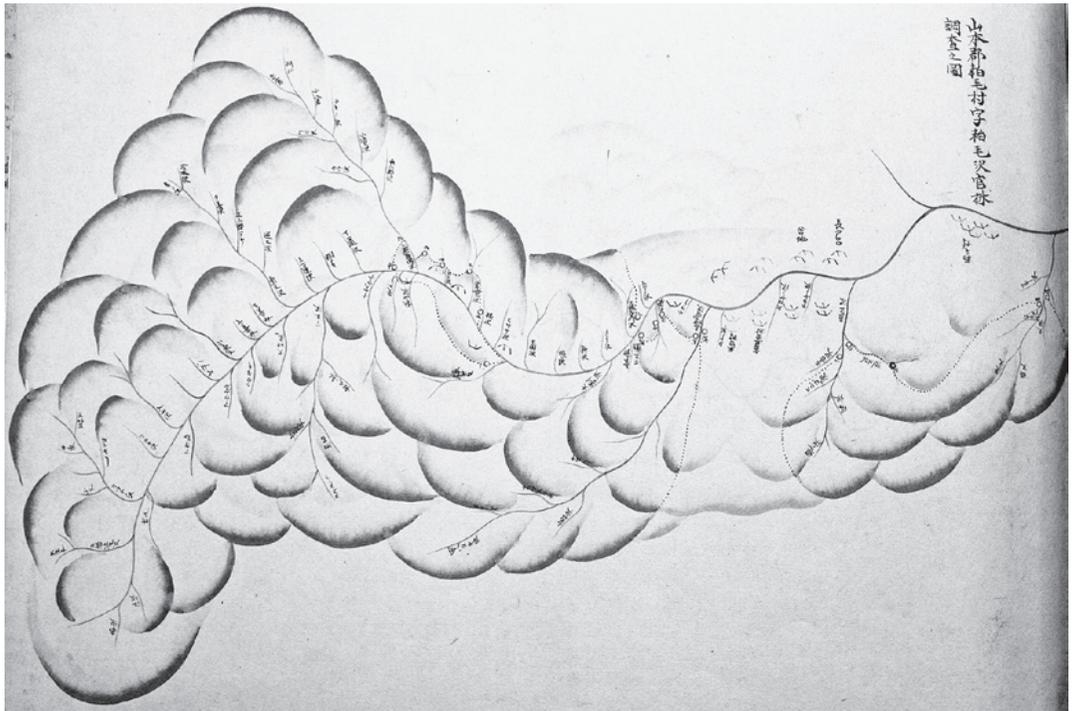


図9 山本郡粕毛村字粕毛沢官林調査之図

連ル内二大開ト称スル所、部落アルヲ以テ、大開事業区ト命名セリ。

面積ハ小ナリト雖モ、割合ニ杉蓄積ニ富ムヲ以テ、優ニ独立ノ経営ヲ行フニ足ル。

同事業区は「総面積二千八十五町七反九畝歩ニシテ、(中略)人跡稀ナル大面積ノ雑木林ニシテ、現今未利用区域ニ属ス」とあるように、藤琴川支流の粕毛川流域に位置し、総面積二〇八五ヘクタール余という広大な未開発林であった。なお、大開と称する部落があったと記されているように、大開村があり「昭和十年度第三次検訂 大開事業区施業案説明書」(旧秋田営林局蔵)によれば、昭和一〇年(一九三五)の戸数は一二戸であったが、昭和四五年(一九七〇)に完成した素波里ダムにより大開集落は水没した。

また、昭和二四年(一九四九)の「第五次検訂 大開事業区経営案説明書」(旧秋田営林局蔵)に掲載された大開事業区位置図(図10)からは、同事業区に白神山地世界遺産地域が含まれていることがわかる。なお、「昭和十年度第三次検訂 大開事業区施業案説明書」(旧秋田営林局蔵)によれば、同事業区内の林班の境界について山岳名と海拔、水源が記されているので、白神山地世界遺産地域に関わる林班について山岳名と水源を次に示しておく。

- 二二三林班 二ツ森、三階瀧沢の水源
- 二二三・二四林班 雁森岳、上・下雁森沢の水源
- 二四・二五林班 小岳、東又沢・小東又沢の水源
- 二九林班 次郎左衛門嶽、一ノ又沢の水源
- 二九林班 焼山、一ノ又沢の水源
- 三〇・三二林班 長場内嶽、長場内沢の水源

次に同事業区の樹種についてみておきたい。明治四〇年(一九〇七)「秋田大林区荷上場小林区大開事業区簡易施業按説明書」(旧秋田営林局蔵)には

秋田藩領白神山地と秋田国有林

林相と樹種別の面積・蓄積について次のように記されている。

【林相】

林相ヲ見ルニ、杉純林、杉雑混淆林及雑木林ノ三ツヲ以テ形成セラレ、前二者殆ンド其多ヲ占ム。狼之介沢下流粕毛川ノ東側ハ杉純林ニシテ、前述ノ如ク地勢急峻ナラズ、林木ノ生長頗ル可アルヲ見ル。殊ニ大開沢ヲ以テ最ナリトス。右ニ沿ッテ上流即チ狼之介沢以北小倉沢ニ至ル迄ハ、杉八分、雑木二分ノ混淆林ニシテ、雑木ハ主トシテ巨大ナル山毛櫸ナリ。内川ノ北側及粕毛川本流ノ西側ハ、何レモ山毛櫸ノ中ニ杉ノ点在セハ、一帯ノ雑木林ニシテ唯ダ駒ヶ岳ノ頂ニ至レバ灌木及小笹ノ生茂セルアルノミ。

【面積・蓄積】

又立木地ヲ林種別ニ示セバ、左ノ如シ。

杉純林	老林	二百三十八町三反二畝歩
幼林	ナシ	
杉雑木混淆林		千四百三十四町五反八畝歩
雑木林		三百二十九町八反二畝歩
計		二千二町七反二畝歩
更ニ蓄積ヲ示セバ、左ノ如シ。		
杉		五十九万六千二十八尺メ
雑木		四十一万一千百尺メ
計		百万七千二百二十八尺メ

*筆者注…山毛櫸…ブナ

尺メハ一尺角で長さが二間の材木の体積、約〇・三三三

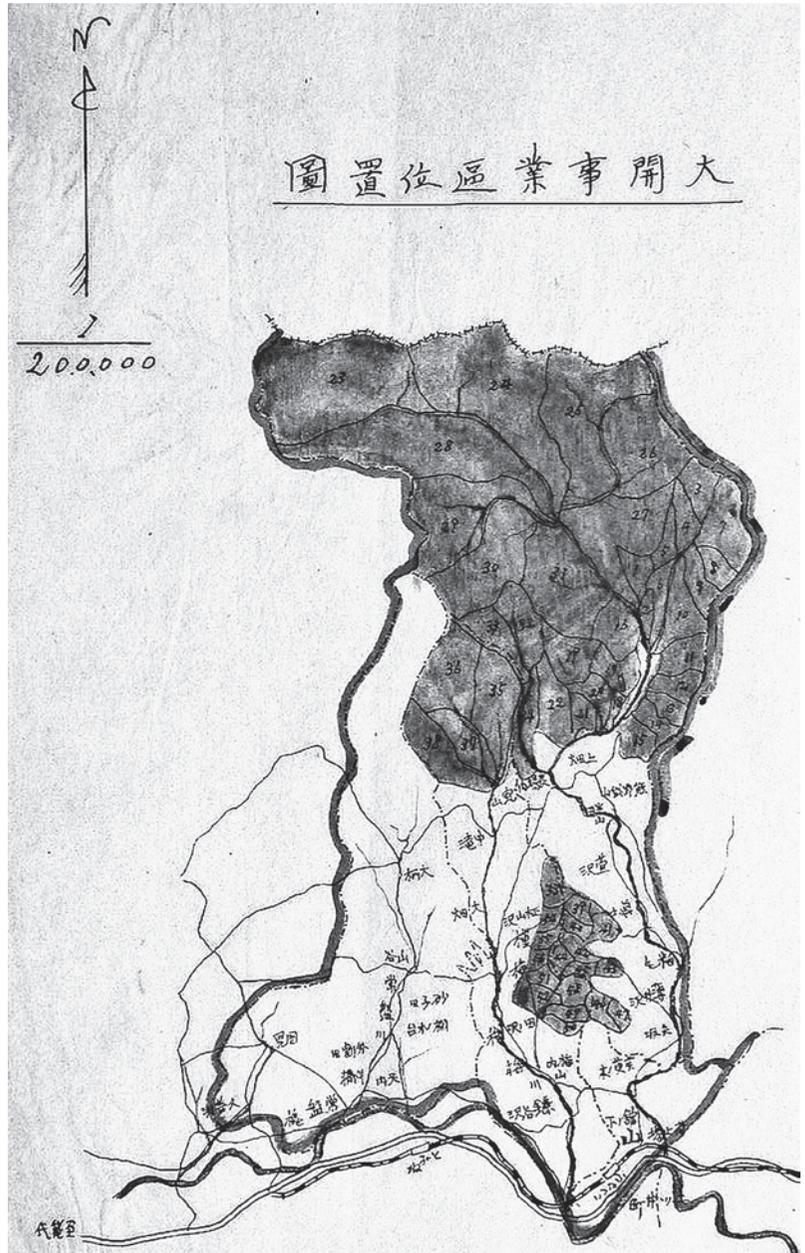


図10 大開事業区位置図

立方メートル

林相について整理すると次のようである。

- ① スギ純林、スギ・雑木の混濬林、雑木林の三種類で構成されており、スギ純林とスギ・雑木の混濬林がほとんどを占めている。
- ② 狼之介沢下流の粕毛川東側はスギ純林で、成長がたいへんよく、大開沢が最もよい。

- ③ 狼之介沢以北の小倉沢までは、スギが八〇パーセント、雑木が二〇パーセントの混濬林で、雑木は主として巨大なブナである。

- ④ 内川の北側と粕毛川本流の西側は、ブナのなかにスギが点在している。大開事業区の樹種は、スギと雑木で蓄積量から見ると、スギが六〇パーセント、雑木が四〇パーセントであった。また、雑木が主として巨大なブナの場所もあった。

一方、大正一五年（一九二六）「大開事業区施業案説明書」（旧秋田営林局蔵）の樹種別蓄積表によれば、潤葉樹（広葉樹）の総蓄積量は一六一万四〇七九立方メートルで、そのうちブナが七六パーセントにあたる二二万四四一七立方メートルであった。また、同説明書の「老齢林林齢」によれば、樹齢の多くは約三〇年から二〇〇年以上で平均一〇〇年前後であり、粕毛川上流には最高樹齢二二六〇年と推定できるブナがあった。なお、大正六年（一九一七）「秋田大林区荷上場小林区大開事業区 検訂施業案説明書」（旧秋田営林局蔵）によれば、雑木のなかで有用樹種とされていたのは、とち、かつら、いたやかへで、さはくるみ、けやき、ほほ（朴）、こしあぶら、はりきり、おほなら（天檜）で、ブナは含まれていなかった。

おわりに

以上、秋田県側の白神山地世界遺産地域は、秋田藩政時代の一七世紀半ばにはスギと広葉樹である雑木が生育しており、その状態は明治維新以降も続いてきた。大開事業区の森林の成立については、「現存スル老齢林ハ皆天然林ニシテ、大部分ハ古ヨリ斧鉞ノ入りタルモノノ如ク、立地関係ノ錯綜セルト相俟テ、相著シク錯雑セリ」、「現ニスギノ混生スル林地ハ旧藩時代特別ノ取扱ヲ受ケ、其他ハ不便ナル地域ナルヲ以テ薪炭山トシテ利用セル結果ニ因ルヲ思ハシムモノアリ」と、藩政時から森林が利用されてきたことと無関係ではないと述べられている。⁽¹⁵⁾この点については、文政五年（一八二二）一〇月「能代川上御直山事蹟書凡例」（秋田県庁旧蔵古文書、秋田県公文書館蔵）に次の記述があり、粕毛村には秋田藩直轄林である御直山が設けられ、一八世紀半ばに青木（スギ等の針葉樹）は伐採禁止になったこ

と、雑木（広葉樹）は入会利用が許可されていたことがわかる。

粕毛村之内鹿瀬内沢青木留置候、其外御留木下枝たり共不可伐取、雑木斧伐鋸剪村々入会伐取候儀可為免許者也

元文五年四月日 宇都宮帯刀

粕毛村下り沢之内金喰沢より嘉左衛門沢迄東平通嶺限、小沢共青木留置之間、下枝たり共不可伐取もの也

寛保元年五月日 山方内匠

スギは秋田藩の木材生産の中核樹種であり、近世初頭から盛んに伐採されてきたことから、白神山地においてもスギの伐採が行われてきたと考えられる。他方、秋田藩では雑木は主として薪炭として盛んに利用されてきたことから、白神山地の雑木も薪炭材として伐採されてきたと考えられる。したがって、近代の国有林でのスギとブナを主とする雑木からなる森林は、こうした近世の森林利用の結果として出来上がったものであるといえよう。それゆえ、現在の秋田県側の白神山地のブナ林は、近世期以来の当該森林における森林利用が生み出したものである。

註

- (1) 出典：環境省ホームページ (<https://www.envy.go.jp/nature/isan/worldheritage/japanese/shirakami/datar.html>)。
- (2) 環境省第一回「世界自然遺産候補地に関する検討会」（二〇〇三年三月三日）「資料六 日本の自然遺産（屋久島、白神山地）について」。
- (3) 清文堂出版、二〇一四年一月。なお、長谷川成一氏の個別論文には次のものがある。「国絵図等の資料に見える江戸時代の白神山地」「白神研究」創刊号、弘前大学白神研究会、二〇〇四年。「弘前藩の史料に見える白神山地」「白神研究」

第二号、弘前大学白神研究会、二〇〇五年。「近世後期の白神山地―山林統制と天明飢饉を中心に―」『白神研究』第三号、弘前大学白神研究会、二〇〇六年。

(4) 『菅江真澄遊覧記』(秋田県立図書館デジタルアーカイブ)。

(5) 同前。

(6) 本絵図は、弘前藩が正保二年(一六四五)に幕府に提出した正保国絵図の控図を、貞享二年(一六八五)に写したものである。なお、幕府に納められた全国各地の正保国絵図の正本は明暦三年(一六五七)の明暦の大火などにより失われ、現存していない。

(7) 注(3)に同じ。

(8) 過去の植生復元については、以前から盛んに研究されてきた。小椋純一『絵図から読み解く人と景観の歴史』(雄山閣出版、一九九二年)、小椋純一『植生からよむ日本人のくらし―明治期を中心に』(雄山閣出版、一九九六年)、水本邦彦『草山の語る近世』(山川出版社、二〇〇三年)、小椋純一『森と草原の歴史―日本の植生景観はどのように移り変わってきたのか』(古今書院、二〇一二年)など。

(9) 出羽国の絵図を作成したのは秋田藩で、幕府への提出分のほかにもう一つ作成し、江戸藩邸で保存した。秋田県公文書館蔵の絵図は藩邸保存分のものである。絵図の作成にあたった絵師は狩野定信といわれ、出羽国全体(現在の秋田県的大部分)と山形県が極彩色で描かれている。山・川・国郡境・城下町・村名・村高・道路・一里塚や、各大名の知行高が詳細に記載されている。大きさは二二五センチメートル×五三五センチメートル。

(10) 天保六年(一八三五)に作成が命じられ、同保九年に完成した。縮率・描法等は元禄図と同様で、一里を六寸とする縮尺(約二一六〇〇分の一)である。郡別に分けられた楕円形の枠内には村名と石高が、白四角で示された城下町には地名と城主の名前が記されている。各絵図の一隅には、郡ごとの色分け・石高(こくだか)・村数を列挙した凡例が記され、最後に国絵図の作成に関係した勘定奉行・勘定吟味役・目付の氏名が加えられている。原図サイズ…東西五八二センチメートル×南北七〇九センチメートル。

(11) 白神山地は、北は岩木川水系上流諸河川ならびに中村川、赤石川、追良瀬など、南は米代川水系諸河川の流域で、青森県の鱈ヶ沢町、深浦町、西目屋村、秋田県の藤里町にまたがった東西約六〇キロメートル、南北最大約四〇キロメートルに及ぶ山地である。一九五四年発行国土地理院地勢図で白神山地の名称が使われ、世界遺産登録以前には弘西山地とも呼ばれていた。

(12) これらの山岳名については、津軽領での名称も記されている。

(13) 環境省・林野庁・文化庁・青森県・秋田県「白神山地世界遺産地域管理計画」(二〇一三年一〇月)の図2。

(14) 世界遺産地域は、特にすぐれた自然環境でほとんど人間が手を加えていない核心地域(コアゾーン)と、核心地域の周辺部の緩衝帯としての役割を果たす緩衝地域(バッファゾーン)に区分されている。

(15) 大正一五年(一九二六)「大開事業区施業案説明書」(旧秋田営林局蔵)。